

◎淀川右岸水防事務組合公告式条例

制 定 昭 3 5 . 3 . 2 3 条 例 2

第1条 本組合条例は、本組合掲示場並びに関係市役所前（大阪市にあつては、関係区役所を含む）及び町役場前の掲示場に掲示するをもって公告式とする。

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、管理者が署名するものとする。

第3条 前2条の規定は、法令に特別の定があるものを除く外、本組合の規則、規程その他のもので公表を要すると認めるものに準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。